

寄付者の皆様へ：認定NPO法人フローレンスとの経営一体化のお知らせ

2022年3月10日

一般社団法人こども宅食応援団

平素より一般社団法人 こども宅食応援団（以下、弊会）の活動にご理解・ご支援を頂き、誠にありがとうございます。

この度、弊会では、2022年6月より組織変更を行い、認定NPO法人フローレンス（以下、フローレンス）との経営一体化を行うことと致しました。

「こども宅食」は2017年秋に東京都文京区とフローレンスなど複数の民間団体が連携して開始したものです。その後、こども宅食の全国普及活動を推進するため、文京区事業に参画していた駒崎弘樹（フローレンス）、河合 秀治（ココネット株式会社）、鴨崎 貴泰（認定NPO法人日本ファンディング協会）、村上 絢（一般財団法人村上財団）、藤沢烈（一般社団法人RCF）らにより、弊会が設立されました。NPOなどの支援に積極的な佐賀県に拠点を置き、佐賀県のふるさと納税を主な原資として活動しております。

事業を本格的に開始した2019年3月当初から、バックオフィス業務や事業推進業務等をこれらノウハウを持つフローレンスに業務委託しながら、2019年8月には佐賀専任スタッフ、翌年には九州普及推進担当を弊会で採用し、普及活動を拡大してきました。

昨年度から、コロナ禍において困窮家庭等への緊急支援資金や物品寄付を希望する企業をフローレンスが取りまとめ、弊会を通じて全国のこども宅食団体に提供するなど、連携して事業を実施しました。今後もアウトリーチ型の子育て支援事業のニーズが高まる中、緊急支援で終わらせず2社連携を継続するため、フローレンスにおいてもこども宅食の普及事業を本格的に実施します。

今般、弊会理事会でもこの点を議論をし、両団体がより一体的な経営を行うことが今後のこども宅食の全国普及を一層推進するために有効であると判断し、社員の変更や理事の変更を行うことと致しました。具体的には、2022年6月の社員総会の決議を経て、①社員をフローレンスに変更し、②理事の過半数をフローレンスの社員または関係者とします（弊会代表理事は引き続き駒崎弘樹が務めます）。

この点、これまで頂いた寄付金等（後述の「本件繰越金」）については現在の理事が用途計画

を立案し責任を持って管理し(詳細は以下「これまでの資金について」をご参照ください)、今後の寄付金については新体制で活用を検討致します。また、弊社とは別途、フローレンスも活動に必要な資金の調達を行います。

以上となります。本件に関するご不明点等のお問い合わせは、以下の専用問い合わせフォームまでご連絡ください。

専用問い合わせフォーム：<https://hiomare-takushoku.jp/FY2022notice/>

<これまでの資金について>

今年度末(2022年3月末日)時点の繰越金(以下、本件繰越金)*については、こども宅食事業の助成費や法人運営費等、募集時の使途説明通り弊会の活動費に活用されます。本件繰越金は、2022年6月の総会承認による決算により金額確定した上で、現理事会の承認する使途計画に基づき管理され、毎年使途実績を弊社HP等で行います。詳細は2022年7月頃にご連絡予定です。

* 貸借対照表上の正味財産期末残高および一般正味財産期末残高の合計値